

予算常任委員会

平成19年12月13日午前9時から第1会議室で開かれた。

1. 出席委員

◎木澤 正男	○浦野 圭司	宮崎 和彦
伴 吉晴	嶋田 善行	木田 守彦
中川 議長		

2. 理事者出席者

町 長	小城 利重	副 町 長	芳村 是
教 育 長	栗本 裕美	総 務 部 長	池田 善紀
総 務 課 長	清水 建也	総 務 課 参 事	吉田 昌敬
企画財政課長	面卷 昭男	住民生活部長	西本 喜一
福 祉 課 長	西川 肇	健康推進課長	植村 俊彦
都市建設部長	藤本 宗司	建 設 課 長	加藤 保幸
都市整備課長	藤川 岳志	都市整備課参事	今西 弘至
上下水道部長	谷口 裕司	上 水 道 課 長	植嶋 滋継
会 計 管 理 者	浦口 隆	教委総務課長	野崎 一也

3. 会議の書記

議会事務局長	藤原 伸宏	同 係 長	峯川 敏明
--------	-------	-------	-------

4. 審査事項

別紙の通り

開会（午前9時00分）

署名委員 嶋田委員、木田委員

委員長 おはようございます。全委員出席されておりますので、ただいまより、予算常任委員会を開会いたします。

それでは、本日の会議を開きます。

はじめに、町長の挨拶をお受けいたします。 小城町長。

（ 町長挨拶 ）

委員長 それでは、本委員会の会議録署名委員を私より指名いたします。

署名委員に、嶋田委員、木田委員のお二人を指名いたします。両委員にはよろしく願いいたします。

それでは、審議に移らせていただきます。

本日の審査案件は、お手元に配付しておりますとおりでございますので、レジメに沿って進めてまいりたいと思います。

はじめに、1. 本会議からの付託議案についてであります。

（1）議案第43号、平成19年度斑鳩町一般会計補正予算（第10号）についてを議題と致します。 理事者の説明を求めます。

面卷企画財政課長。

企画財政課長 それでは、議案第43号、平成19年度斑鳩町一般会計補正予算（第10号）についてのご説明を申し上げます。まず、議案書を朗読させていただきます。

（ 議案書朗読 ）

企画財政課長 前回の委員会におきまして、今回、予算補正をお願いしております内容等につきましては、一定のご説明をさせていただきましたが、本日、補正予算書を提出しておりますので再度、補正予算書に従いまし

て、簡単にご説明を申し上げます。

恐れ入りますが、補正予算書の9ページをお開きいただけますでしょうか。まず、歳入からご説明をさせていただきます。

第14款国庫支出金、第2項国庫補助金では、第3目土木費国庫補助金で、耐震診断の支援補助におきまして、当初20件の支援を予定しておりましたが、追加募集等を含め25件の申し込みがありましたことから、その不足分5件にかかる住宅・建築物耐震改修等事業費補助金5万円の増額補正をお願いするものでございます。また、第4目教育費国庫補助金では、私立幼稚園就園奨励事業におきまして、認定を行った結果、当初見込を超える認定状況となりましたことから、幼稚園就園奨励費補助金63万9千円の増額補正をお願いするものでございます。

次に、第15款県支出金では、第2項県補助金、第1目民生費県補助金で、障害者自立支援法の円滑な実施を図るため、法施行に伴う激変緩和、新たな事業に直ちに移行できない事業者の経過的な支援及び新法への円滑な移行の促進を図ることなどを目的に、県におきまして、障害者自立支援特別対策事業補助金が創設されたところでございます。このことによりまして、新たに障害者自立支援特別対策事業に要します補助金が交付されることから、その交付予定額114万1千円の追加補正をお願いするものでございます。また、第4目土木費県補助金では、土木費国庫補助金で申し上げました理由により、既存木造住宅耐震診断支援事業費補助金2万5千円の増額補正をお願いするものでございます。

続きまして、歳出のご説明を申し上げます。

まず、職員にかかります人件費の補正関係につきましては、本年4月に実施した人事異動等に伴う清算を行うための補正、そして人事院勧告による月例級の改定及び勤勉手当・扶養手当の改定に伴う補正を、それぞれの費目において計上させていただいているところでございます。人件費にかかります補正所要額は、一般会計全体で当初予算から940万6千円の減額となっております。それでは、人件費以外の主

な補正の内容につきまして、ご説明を申し上げます。

恐れ入りますが11ページをお開きいただけますでしょうか。

第2款総務費、第1項総務管理費、第1目一般管理費のうち、第7節賃金で、職員の産休等にかかります臨時職員の雇用が、当初見込を上回りますことから、臨時職員賃金269万2千円の増額補正をお願いするものでございます。次に、第8目交通安全対策費では、平成18年度施工の町道407号線道路改良工事に伴い、斑鳩西小学校区の目安・法隆寺第3団地学区における通学路を三代川左岸に変更され、工事竣工後におきましても当該路線を通学路として使用する旨の申告がございましたことから、登下校時における児童の安全確保を図るため、第15節工事請負費で、転落防止柵の設置費用226万1千円の増額補正をお願いするものでございます。

続きまして15ページをお開きいただけますでしょうか。

第3款民生費、第1項社会福祉費、第1目社会福祉総務費のうち、第28節繰出金で、国民健康保険事業特別会計における人件費及び事務費の予算補正に伴いまして、国保職員給与費等繰出金、37万3千円の増額補正をお願いするものでございます。次に、第3目老人福祉費では、老人保健特別会計におきまして、医療費給付が当初見込を上回りますことから、第28節繰出金で、老健医療費分繰出金1,424万5千円の増額補正をお願いするものでございます。次に、第11目障害福祉費では、歳入のところで申し上げましたとおり、障害者自立支援法の円滑な実施等を図るため、新たに障害者自立支援特別対策事業に要します補助金が交付されますことから、視覚障害者用活字読上げ機及び聴覚障害用通信装置、障害早期発見のための療育器具などを整備するため、第18節備品購入費で70万5千円の増額補正と、補助金の一部につきましては、既に予算計上がされているものにつきましても補助対象となりますことから、43万6千円の財源振替をお願いするものでございます。次に、第13目介護保険事業繰出費では、介護保険事業特別会計における人件費の補正に伴いまして、第28節繰出金で、職員給与費繰出金113万5千円の増額補正をお願いする

ものでございます。

恐れ入りますが22ページをお開きいただけますでしょうか。

第7款土木費、第4項都市計画費、第1目都市計画総務費のうち、第19節負担金補助及び交付金で、歳入のところで申し上げましたとおり、耐震診断支援補助金の希望者が当初見込みを上回りましたことから、その所要額10万円の増額補正をお願いするものでございます。次に、第2目公共下水道費では、公共下水道事業特別会計における人件費の予算補正に伴いまして、第28節繰出金で、公共下水道事業特別会計繰出金186万1千円の減額補正をお願いするものでございます。

23ページにお移りいただきまして、第9款教育費、第1項教育総務費、第3目私立学校振興費では、歳入のところで申し上げましたとおり、私立幼稚園就園奨励事業の認定者数が当初見込を上回りましたことから、第19節負担金補助及び交付金で、私立幼稚園就園奨励費補助金191万7千円の増額補正をお願いするものでございます。

24ページにお移りいただきまして、第2項小学校費、第3目保健体育費では、人事異動により生じた給食調理員の欠員について、臨時職員を配置しましたことから、第3節職員手当等で10万7千円、第4節共済費で15万1千円、第7節賃金で114万6千円、合わせまして140万4千円の増額補正をお願いするものでございます。

恐れ入りますが26ページをお開きいただけますでしょうか。

第4項幼稚園費、第1目幼稚園費のうち、第13節委託料で、人事異動により、用務員を正職員で配置いたしましたことから、幼稚園用務員業務委託料88万8千円の減額補正をお願いするものでございます。

28ページをお開きいただけますでしょうか。

第12款予備費でございます。第1項予備費、第1目予備費では、今回の補正に要します財源1,033万8千円を充当させていただく補正をお願いするものでございます。

申し訳ございませんが、5ページにお戻りいただきまして、第2表

繰越明許費補正についてでございます。

法隆寺線整備事業につきまして、用地引渡し後の事業着手となり、年度内での執行が困難と見込まれます事から、次年度へ1億2,357万9千円の繰越明許費の予算措置をお願いするものでございます。

それでは、1ページにお戻りいただきたいと思えます。予算書を朗読させていただきます。

(予算書朗読)

企画財政課長 以上、簡単ではございますが、議案第43号、平成19年度斑鳩町一般会計補正予算(第10号)についてのご説明とさせていただきます。

何とぞ温かいご審議を賜りまして、原案どおり可決いただきますようよろしくお願い申し上げます。

委員長 説明が終わりましたので、質疑をお受け致します。 伴委員。

伴委員 交通安全対策費なんですけど、通学路の整備で非常に私も有り難い事やなと思ってますねけど。これは通学路の危険の順番みたいなもんを視察されて、そしてその順番にやられておられるのか、それとも要望順とかいうような形になっとるわけですか、その辺りちょっとどういう形になってるかご説明願えますか。

建設課長 通学路の関係の整備にあたります優先順位という事であろうかと思えますけれども、これにつきましては、毎年教育委員会の方で通学路の安全点検を行って頂いております。その中で出てまいります危険箇所等、私の建設課の方に所管する部分についてはいただいております。その中で特に危険度の高い所については、優先順位を早くして実施しているという状況でございます。あと当然、地元要望等もございまして、それらを加味いたしました中で順位をつけているというか、

予算的な措置もございますので、順次行っていくという状況でございます。

委員長 他にございませんでしょうか。 木田委員。

木田委員 この幼稚園就園奨励費ですね、来年度の幼稚園の募集はもう終わってると思いますがね、今年度と比較してですね、どのようになっておるのか。来年度から入園費ですか、5,000円をとられるという事ですね、どのような状況になってるのかという事ですわね。だからそれをとる事によって増えたり減ったりするという事はないと思いますねけど、今年度の補正予算で63万9千円ですか、こないして増えたという事はそんだけ幼稚園に入っておられる人が増えたという事で有り難いかなと思いますねんけど。来年度の予算ですね、その中でどういう風になっているのか。それとやっぱり幼稚園と言えどもやっぱり教育という立場から見て、どうしても保育所と幼稚園との格差というものがあるように思いますねけど。政府がこれから進めようとしている幼保一元化というものに対して、まだ今、具体的な何は出てきておらないと思いますねけど、これからそれが実現するのかなどかね、やっぱり親御さんとしても何年か先にそういう風なことが実現するとすれば、やっぱりそれに対応せないかんと思うので、そういう何はまだ今のところ、何年から始められるとか、もう全くそういう何は、気運っていうのかそれは消えてしまったんか、それらについて教えていただきたいと思います。

町長 木田委員のご質問は就園奨励費というのは私立の、ここで言いますと法隆寺幼稚園に対して就園奨励費を払っていると。よく出てまいりますのは、就園奨励費をいただくっていう事は国が一つの定めでございますからそれに準じて町が払うわけですがけれども、結局出てくるのは町立幼稚園との差はどうかという問題。結局、月額なんぼか、私学は高いという事で、高いやないかと言うけども、就園奨励費をいただ

きますと正味実際、授業料というのか月謝がそんなに高くないと、私の公立幼稚園とそう変わらないという事もございます。これはいろんな議論があるわけです。というのは、当初から私学に対して幼稚園をしてほしいという助成をしてきたわけです。それが公立でやっぱりやらなあかんという事で公立でやってた。私どもは法隆寺幼稚園をお願いをしておったわけです。昭和49年から斑鳩幼稚園あるいは西、東が出てきたという事でございまして、そこらの問題から考えますとこの就園奨励費は私学に対しての、町に対しては結局来年度は月額6,100円あるいは入園料5,000円という事でございますけれども、これによって変動があるかと。ただ問題は私の幼稚園が、この周辺でも法隆寺幼稚園から信貴幼稚園あるいは西大和双葉幼稚園とか片岡の里とか、色々ございます。そういう事でうまく行かれば、申し込みで当たればいいわけですが、抽選をされますから、抽選をされた中で結局当たらなかった方が、その地域の方々が斑鳩の幼稚園、あるいは斑鳩幼稚園、あるいはまた西、東幼稚園と分かれてくると思います。そういう統計を考えていきますとやはり法隆寺幼稚園も私学で最初からやってきたものが、やはり少子化の関係でだんだん園児が減ってくると、そういう関係についてもやっぱりこれは斑鳩だけでなしに、やっぱりこの近隣というのか、以前から大和郡山とかあるいはそういう地域、地域で募集をされて、なんとか定員をクリアしてるというような状況でございます。私学の問題にとっては死活問題でございまして、これからやっぱり必ずしも出生率が上がっていくという事はなかなか難しい問題ですから、そこらを考えますと園児を確保していくというのはなかなか、私立だから実際そうして経営等を考えた中でやっておられます。それに対する国は当初から就園奨励費を助成しよう、私学に対する助成をしようというところから始まっております。町の状況等については、今現在募集をかけておりますが、その状況等については教育委員会の方から発表されますけれども、今、木田委員おっしゃっているのは、町立幼稚園じゃなしに私学に対する就園奨励費である、その辺はご理解いただきたいと思っております。

委員長 栗本教育長。

教育長 町立幼稚園の就園状況でございます。これは昨年とほぼ同数の、えろ変わりはございません。3歳児についても3園とも26前後の子どもたちが入園している状況でございます。それから、幼稚園と保育園との格差でございますが、これはそれぞれの厚生労働省、文部科学省の目的があって設定されているものでございます。格差というのはあまりないだろうと思っております。町の公費の持ち出しにしてもほぼ同じような金額が一人あたり町が負担しているというような状況でございますので、変わりはないという風に思っております。それから幼保一元化については、以前から色々言われているわけでございますが、まだまだ厚生労働省と文部科学省との合意に達していないところがございます。今、一部そうした幼保両者で協議しながら一元化を目指している、試行的にというんですか、やっているところもありますけれども、なかなかその幼保一元化に進んでいくという事は、今のところ難しいのではないかなという風に思っております。

木田委員 今、町立幼稚園が募集中やという事なんですけれども、その募集要綱の中には、来年度から入園料5,000円という、それは要綱の中には入っておるんですか。

教育長 募集は8月に園児の募集をさせていただいております。その時には保育料あるいは入園料については、現在19年度の金額ではない、変更はあります、という事は申し上げております。金額はいくらという事は申し上げておりませんが、そうした入園料等の変更はあるということは、申込みされた保護者にはお伝えをさせていただいております。

木田委員 8月ですか、募集された時には金額決まってないという事でしてん

けども。こないして12月になったら5,000円と1,100円か上がってますやろ。だから、それをはっきりと伝えておかなければ、やっぱり親御さんにしたらそんだけ負担が増える、あらゆる負担が増えてきてるのにね、増えるという事はちょっと納得してもらわれへん何があんのかなと思いますねけど、それは大丈夫ですか。

町長 今も野崎課長が申しましたように6,100円という事は12月議会で審議いただいて、結果が出たら、8月の募集段階でも平成20年度については料金の改定というのは予めなんぼかありますよ、という話はされてますから、その時点では6,100円というのは議会にもかけてませんし。やっぱり議会在議決されて、そして今度そういう事になったら明確に5,700円から6,100円の400円と入園料5,000円ということをお願いしたいという事でございます。

木田委員 だからね、その5,000円という金額はね、保育料の6,100円ですか、これはある程度、なんぼか上がるというのは分かるけど。いっぺんに5,000円という金額は妥当かどうかというのが、やっぱり親御さんにしたらこれだけいろんな面で負担が増えてきてるのにですよ、それにいっぺんにぽーんと5,000円という金額上げられたらでんな、何かこう、そこへ行くのちょっとためらうような感じになんの違うかなという風に心配すんねけど、そんなん余計な心配やったら別によろしいでっせ。せやけどやっぱり、入園の時だけやけどもやっぱりいっぺんに5,000円という金額を払っていかんないかんという事になればちょっと心配する面もあんなねけど、そういう事は大丈夫ですか。

教育長 そういった点についてはこれから十分保護者の皆さん方に周知しながら理解得ていく努力をしていきたいという風に考えております。

委員長 他にございませんでしょうか。 嶋田委員。

嶋田委員 交通安全対策費に関してなんですけれども、先ほど伴委員さんがおっしゃったように、児童の安全確保のためにご努力いただいている事に対しましては感謝申し上げたいと思います。それで今回の場合は通学路の振替えした事によって河川に転落防止のための柵を設けるという風なことだったと思うんですけれども、現場は高低差だいぶありますんでね、柵を設けていただく事、これは至極当然な事だとは思いますが、例えば高低差、何メートル以上は柵を設けなアカンとかそういう風な内部規約なり、そういう風な事はないんですかね。

建設課長 今申されております、はっきりとした基準というのは現状ではございません。現況を見る中で危険であるという判断があれば、当然そういった対策を講じていかなければならないと考えております。

嶋田委員 先ほどの答弁の中で要望等があれば現場を調査して、危険であれば取り付けていくというようなお話があったと思うんですけれども、ここ以外にも高低差が2メートル以上ある通学路というのは存在しておりますので、要望があればという事であれば、また各学校、幼稚園、PTAさんが要望していただいた場合には、よろしくご処置の方お願いしたいと思います。以上です。

建設課長 要望をあげていただいて全てがうまくいくというわけではございませんけれども、出来る限りそういった条件を整えば、整備していくという考え方でやっていきたいという風に思っております。

嶋田委員 先ほど、あれでおいとこうと思ひましてんけど、そのようにご答弁いただきましたら、他の関係機関、公安委員会とか警察とか、そういう風な関係機関の許可等要る場合には、その関係機関に働きかけてご努力いただくという事は当たり前なんですけれども、町で出来る事は、

もちろんいろんな制約等もあるとは思いますが、町で出来る事に関しては最大限のご努力の方をよろしくお願いいたします。

委員長

他にございませんでしょうか。

そしたら一点だけ、私の方からお聞きをしたいと思います。

議案書の27ページにある図書館管理運営費のところの、一般職給料減となっておりますけれども、これについての説明と、今の図書館の人員配置の体制についても合わせて確認をさせていただきたい。

栗本教育長。

教育長

図書館の給料の減の分でございます。これは職員が育児休業をとりまして、それを延長した事によります給料の減でございます。4月から9月まで、6ヶ月間延長いたしました。その結果の給料の減でございます。それから図書館の勤務体制でございますが、一日5人の勤務体制で実施をいたしております。

委員長

他にございませんか。

(な し)

委員長

これをもって、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案については、当委員会として原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長

異議なしと認めます。よって議案第43号については、当委員会として満場一致で可決すべきものと決しました。

次に(2)議案第44号、平成19年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)についてを議題と致します。

理事者の説明を求めます。 植村健康推進課長。

健康推進 それでは、議案第44号、平成19年度斑鳩町国民健康保険事業特
課長 別会計補正予算（第3号）についてご説明申し上げます。まず議案書
を朗読いたします。

（ 議案書朗読 ）

健康推進 今回の補正の内容につきましては、前回の委員会でご説明させてい
課長 ただきましたとおり、人事院勧告に準じます人件費等の増額、及び国
民健康保険の事務にかかります経費の増額をお願いするものでござい
ます。

それでは予算書の4ページをお開きください。歳入からご説明申し
上げます。

第7款繰入金、第1項他会計繰入金、第1目一般会計繰入金といた
しまして37万3千円の増額をお願いするものでございます。その内
訳ですが、職員給与に関するものにつきまして16万2千円、事務費
に関するものにつきまして21万1千円でございます。

次に5ページでございます。歳出でございますが、第1款総務費、
第1項総務管理費、第1目一般管理費でございます。30万1千円の
増額をお願いするものでございます。内訳につきましては、職員手当
等3万4千円、共済費5万6千円、需用費、印刷製本費でございます
が3万8千円、役務費、通信運搬費でございますが16万4千円、負
担金補助及び交付金9千円でございます。

次のページでございます。第1款総務費、第2項徴税費、第1目賦
課徴収費でございます。7万2千円の増額をお願いするものでござい
ます。内訳は、給料2万3千円、職員手当等2万1千円、共済費2万
6千円、負担金補助及び交付金2千円でございます。

1ページにお戻りいただけますでしょうか。朗読をいたします。

(予算書朗読)

健康推進 以上で、平成19年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計補正予算(第
課長 3号)についての説明とさせていただきます。よろしくご審議をいた
だきまして原案どおりご承認賜りますようお願いいたします。

委員長 説明が終わりましたので、質疑をお受け致します。
ございませんでしょうか。
そしたら私の方から一点、お尋ねをしたいと思います。前回の事
前委員会でこの経費の中に高齢受給者証の発行にかかる費用の事も説
明があったと思うんですけれども。この発行がいつになるのか、とい
うのと今ご説明いただいた中で、この高齢受給者証の発行にかかわる
予算がどれ位になるのか、この二点についてお尋ねをしたいと思います。
植村健康推進課長。

健康推進 証の発行につきましては、3月中までにお手元に郵送できるように、
課長 という風に現在考えているところでございます。また、証にかかる経
費につきましては印刷製本費で38,000円、通信運搬費、郵送料
で12万円、合わせて15万8,000円を計上させていただいてお
ります。

委員長 この費用については、厚生委員会でも意見があったと思うんですけ
れども。国の方の変更に伴うことで新たに発行しなければいけないと
いう事では、町が全額負担するのではなしに、国の負担も求めていく
ようにという事ですけれども、その辺について今の時点で国の方の方
向とか分かるようでしたらお願いします。

健康推進 この件につきましては、国から交付を受けます調整交付金の対象に
課長 なるものと聞いております。

委員長

それともう一つですね、発行について3月中に、という事ですけども。切替るのが4月からですから、本当に日がないと思いますので、十分に届けていただいて、混乱のないようにしていただくようお願いいたします。

それでは、他にないようでしたら、これをもって、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案については、当委員会として原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長

異議なしと認めます。よって議案第44号については、当委員会として満場一致で可決すべきものと決しました。

次に、(3)議案第45号、平成19年度斑鳩町老人保健特別会計補正予算(第2号)についてを議題と致します。

理事者の説明を求めます。植村健康推進課長。

健康推進
課長

それでは議案第45号、平成19年度斑鳩町老人保健特別会計補正予算(第2号)についてご説明申し上げます。まず議案書を朗読いたします。

(議案書朗読)

健康推進
課長

今回の補正の内容につきましては、前回の委員会でご説明させていただきましたとおり、医療給付費について当初見込を上回る事が予定されているため、その費用の増額をお願いするとともに、それに伴います支払基金等からの交付金、負担金等の受入をお願いするものでございます。

それでは予算書の4ページをお開きいただけますでしょうか。まず歳入からご説明申し上げます。

第1款支払基金交付金、第1項支払基金交付金、第1目医療費交付金で7,753万3千円の増額をお願いするものでございます。

第2款国庫支出金、第1項国庫負担金、第1目医療費負担金で5,698万円の増額をお願いするものでございます。

次に、第3款県支出金、第1項県負担金、第1目医療費県負担金につきまして、1,424万5千円の増額をお願いするものでございます。

最後に、第4款繰入金、第1項一般会計繰入金、第1目一般会計繰入金で1,424万5千円の増額をお願いするものでございます。これは後に説明させていただきます歳出に关します財源内訳になるものでございます。

次に6ページをお開きいただきたいと思ひます。

歳出でございますが、第2款医療諸費、第1項医療諸費、第1目医療給付費で1億6,300万3千円の増額をお願いするものでございます。

それでは1ページにお戻りいただきたいと思ひます。朗読をいたします。

(予算書朗読)

健康推進 以上で、平成19年度斑鳩町老人保健事業特別会計補正予算(第2
課長 号)についての説明とさせていただきます。よろしくご審議をいただきまして、原案どおりご承認賜りますようお願いいたします。

委員長 説明が終わりましたので、質疑をお受け致します。
ございませんか。 木田委員。

木田委員 当初予算よりも1億6,300万3千円増えたということなんですけれども。老人保健という事でなかなか予測はつきにくいと思ひますねけど。やっぱり21億ですか、その予算の中で1億6千万も狂って

きたという中で、どういう何で一般診療と薬ですか、調剤等で増えたという事で、どういう何でそういう風に増えたんか、どういう診療科目いうんですか、今はやりの新生物、何かこう癌みたいなあんなんか、あるいはまた他の病気の何で増えたんかですな、それらについてまだ今のところそんな統計というのは分かりませんか。分かったらちょっと教えていただきたいと思いますねけど。

健康推進 現年度におけます疾病別の状況という事につきましては、まだ分析
課長 等は出来ておりません。今回につきましては特に外来、通院の部分と訪問看護、このあたりが増えております。ただ、通院につきましても件数、日数は前年同期比と比べまして増えておりませんで、結果としましては一人当たりの金額が増加しているというのが現状でございます。

木田委員 以前に比べて薬価基準とか、いろんな面において下がってると思
いますねけど、それがこのように増えてきたということは、それだけまた薬の薬価が変わってきてるように思えるねんけど、それらは全く下がったというのか、そのままなんですか。

健康推進 診療報酬につきましては昨年の4月に若干でありますけれども下
課長 がつておりますが、1レセプトの、一人1ヶ月あたりの診療内容が濃くなっているというように考えられます。

委員長 浦野委員。

浦野委員 木田委員の方から1億6千何がしかの増加があるという事で、大きく予算が狂ってきてるというのか、増えたるわけなんですけれども、これからますます高齢化が顕著になっていく中で、いかにしてこれを減らしていくか、予算を切り詰めていくかという方策はないかという中で、健康増進というのは非常に大きな課題だと思うんですけれども、

来年度に向け、また将来に向けてお年寄りになるべく病院に行かなくてもいいような健康増進策を色々講じられてると思うんですけど、来年度に向けての方策といたしますか、何かあるんですか。その辺を聞きたいと思います。

健康推進課長 健康対策につきましては、これまでは基本健康審査を中心に行ってきたわけですが、ご承知かと思いますが、来年度よりは健康保険者、医療保険者が実施主体となります特定健診に移る事になっております。その中でメタボリックシンドロームを予防していこうという事に焦点をあてた保健事業を展開する事となっております。

浦野委員 今の、もうちょっと詳しい説明をお願いします。

健康推進課長 これまでの健康審査につきましては老人保健法に基づき市町村がその住民を対象に行ってきております。平成20年度からは健康保険者、町といたしましては国民健康保険加入者を対象といたしましてメタボリックシンドロームを予防するという観点から健康審査及び保健事業を行っていくという事になっております。これにつきましては、現在作成中ではありますが、特定検診等の実施計画を策定しまして、5年後にどのようにしていくか、メタボリックの患者及び予備軍を10%減らしていくという目標を立てて保健事業をやっていくという事になっているところでございます。

委員長 他にございませんでしょうか。

(な し)

委員長 これをもって、質疑を終結いたします。
お諮りいたします。本案については、当委員会として原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長 異議なしと認めます。よって議案第45号については、当委員会として満場一致で可決すべきものと決しました。

次に、(4)議案第46号、平成19年度斑鳩町公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)についてを議題と致します。

理事者の説明を求めます。 谷口上下水道部長。

上下水道 部長 それでは、議案第46号、平成19年度斑鳩町公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)についてご説明させていただきます。

まず、はじめに議案書を朗読させていただきます。

(議案書朗読)

上下水道 部長 それでは、補正予算書の事項別明細書の歳入よりご説明をさせていただきます。4ページをお開きいただけますでしょうか。

まず、第4款繰入金、第1項一般会計繰入金、第1目一般会計繰入金で、人事院勧告及び人事異動に伴います人件費に係ります一般会計繰入金といたしまして186万1千円の減額。

次に歳出でございます。5ページをお願いいたします。

第1款公共下水道費、第1項下水道管理費、第1目下水道総務費でございます。給与及び職員手当等人件費で212万5千円減額。

恐れ入ります、6ページをお願いいたします。

第1款公共下水道費、第2項下水道新設改良費、第1目管渠等新設改良費でございます。これも給与及び職員手当等人件費で26万4千円の増額をお願いするものでございます。

それでは恐れ入ります、1ページにお戻りいただけますでしょうか。朗読をもちまして平成19年度斑鳩町公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)についてのご説明とさせていただきます。

(予算書朗読)

上下水道 以上、簡単ではございますが、平成19年度斑鳩町公共下水道事業
部長 特別会計補正予算(第2号)についてのご説明とさせていただきます。
よろしくご審議賜り、何とぞ原案どおりご承認賜りますようお願い申
し上げます。

委員長 説明が終わりましたので、質疑をお受け致します。 浦野委員。

浦野委員 公共下水道の接続件数が増えるにつきまして、ますます仕事量が増
してきていると思うんですけども、職員数7という事で一番最後のペ
ージに書かれてるんですけど、職員数の適切さについてなんですけど、
今例えば残業率とか、その辺はどのようになっていますか。

上下水道 事務事業の集中する時期によって異なりますが、だいたい平均しま
部長 して、率として出してはまだ分析はしておりませんが、非常にみな頑
張って残業していただいていると考えております。

浦野委員 そしたら、部長としたら今の人数でなんとかやっけてるという
お考えでしょうか。

上下水道 現、与えられた事務につきましては、現人員で対処しておりますの
部長 でご理解いただきますよう、お願いいたします。

委員長 他にございませんでしょうか。

(な し)

委員長 ないようでしたら、これをもって、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案については、当委員会として原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長 異議なしと認めます。よって議案第46号については、当委員会として満場一致で可決すべきものと決しました。

次に、(5)議案第47号、平成19年度斑鳩町介護保険事業特別会計補正予算(第2号)についてを議題と致します。

理事者の説明を求めます。 西川福祉課長。

福祉課長 議案第47号、平成19年度斑鳩町介護保険事業特別会計補正予算(第2号)について、まず議案書を朗読させていただきます。

(議案書朗読)

福祉課長 この補正予算の内容につきまして、予算書に関する説明書の歳入歳出補正予算事項別明細書により、ご説明させていただきます。内容につきましては、前回当委員会でご説明いたしました通りでございますが、人事異動及び人事院勧告等に伴います職員の人件費所要額の補正でございます。

補正予算書の4ページをお開きいただきたいと思います。

まず、歳入予算について、ご説明いたします。

第8款繰入金、第1項一般会計繰入金、第4目その他一般会計繰入金におきまして、職員の給与に係ります113万5千円の増額補正を一般会計からの繰入としてお願いするものでございます。

次に、5ページの歳出予算では、第1款総務費、第1項総務管理費、第1目一般管理費におきまして、職員の人件費に係ります給料、職員手当等、共済費、負担金補助及び交付金の補正をお願いするもので、合わせまして113万5千円を増額するものでございます。

次に、補正予算書の1ページにお戻りいただきたいと思います。朗読させていただきます。

(予算書朗読)

福祉課長 以上、簡単ではございますが、議案第47号、平成19年度斑鳩町介護保険事業特別会計補正予算(第2号)についてのご説明とさせていただきますので、よろしくご審議賜りまして、原案通りご承認賜りますようお願い申し上げます。以上でございます。

委員長 説明が終わりましたので、質疑をお受け致します。
ございませんか。

(な し)

委員長 よろしいですか。
これをもって、質疑を終結いたします。
お諮りいたします。本案については、当委員会として原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長 異議なしと認めます。
よって議案第47号については、当委員会として満場一致で可決すべきものと決しました。

次に、(6)議案第48号、平成19年度斑鳩町水道事業会計補正予算(第1号)についてを議題と致します。

理事者の説明を求めます。 植嶋上水道課長。

上水道課 それでは、議案第48号、平成19年度斑鳩町水道事業会計補正予

長 算（第1号）についてご説明を申し上げます。まず、議案書を朗読いたします。

（ 議案書朗読 ）

上水道課 補正予算書の3ページをご覧頂きたいと思います。

長 この内容につきましては、前回の委員会でご説明をさせて頂いております内容と変更がございませんので、簡単ではございますが、ご説明を申し上げます。

既決の収益的支出から83万2千円を減額し、水道事業費用を7億9,635万4千円とするものでございます。その内訳と致しましては、人事異動及び人事院勧告に伴います人件費の減額で、原水及び浄水費で7万2千円の増額、配水及び給水費で251万1千円の減額、総係費で160万7千円増額、差引き83万2千円の減額補正をお願いするものでございます。

1ページにお戻りいただきたいと思います。

朗読をもちましてご説明とさせていただきます。

（ 予算書朗読 ）

上水道課 以上、簡単ではございますが、平成19年度斑鳩町水道事業会計補
長 正予算（第1号）のご説明とさせていただきます。

ご審議を賜りまして、原案通りご承認願いますよう、よろしくお願いを申し上げます。

委員長 説明が終わりましたので、質疑をお受け致します。 木田委員。

木田委員 先ほどの公共下水道の方ではなかったんですけど。水道事業の方で特別勤務手当59万9,000円ですか、なっておりますねけど、この勤務の内容について、何人でこんだけの特殊勤務手当を支出しはっ

たなか、それについて教えていただきたいと思います。

上水道課長 これにつきましては、上水の方の夜勤勤務手当となっております。
これは3名でございます。

木田委員 上水道の夜勤勤務手当、3名の。そしたらこの超過勤務手当とまたこれは別ですか。何か内容的には、内容というのか夜勤の超勤という事から考えたら同じような何やと思うねけど、内容違いますのかな。

上水道課長 超過勤務手当につきましては、時間外勤務手当というものでございます。この特殊勤務手当と言いますのは、浄水場勤務されている方の夜勤の部分にかかるものでございます。

木田委員 だからね、夜勤も残業も一緒と違いますのか、そなん。

上下水道部長 すいません。これにつきましては臨時職員3名、夜間24時間体制で上水の管理をしていただいております。そうした方に対する特殊勤務手当という事でご理解いただきたいと思います。

木田委員 臨時職員という事ですね。それやった結構です。ただ職員の何やったら、こなん超過勤務といっしょになんのとちゃうん。

委員長 他にございませんでしょうか。

(な し)

委員長 ないようでしたら、これをもって、質疑を終結いたします。
お諮りいたします。本案については、当委員会として原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長

異議なしと認めます。よって議案第48号については、当委員会として満場一致で可決すべきものと決しました。

次に、2. その他についてを議題といたします。

前回の委員会でありました、公用車の事故にかかる議会の委任による町長専決処分の報告に関しての委員のご質問に対する答弁の申し入れがありますので、ご報告をお願いいたします。

西本住民生活部長。

住民生活
部長

今、委員長が申されました、前回の予算常任委員会におきまして、各課報告事項でございました「議会の委任による町長専決処分の報告について、平成19年度斑鳩町一般会計補正予算(第9号)について、のご審議のなかで、衛生処理場の職員がごみ収集車を運転中の事故に係ります損害賠償の額の支払いといたしまして、65万7,000円を計上する一般会計補正予算の専決処分のご報告をさせていただきました。その中で、この損害賠償額の内訳としまして、物損事故46万4,000円と人身事故19万890円を支払った旨をご報告させていただきましたが、特に人身事故に係ります損害賠償の額の内訳は、保険会社から公表を差し控えるよう申し入れがありましたため、お答えができなく、またその根拠につきましては、後日、保険会社に確認をし、ご報告を申し上げることとなっております。その結果のご報告をさせていただきたいと存じます。

保険会社、保険会社は財団法人 全国自治協会自動車損害共済でございますが、この保険会社の方へ確認をいたしましたところ、根拠となる規範等はなく、損害賠償の額の内訳について公表を差し控える理由といたしまして、人身事故の損害賠償金につきましては、治療費の他に通院の交通費、慰謝料等が含まれておりますが、この慰謝料につきましては、けがの程度によりまして、また、相手方と交渉をしていく中で決まっていくものでございますので、これを公表することによ

りまして、将来、類似する他の人身事故が起こった場合の示談交渉における慰謝料の決定につきまして影響することが懸念されますことから、示談が公正かつ円滑に成立するために、公表を差し控えていただきたいということをございました。

以上の事から内容を報告させていただきますので、よろしくご理解を賜りますようお願い申し上げます。以上でございます。

委員長 委員の皆さんの方から質疑、意見等がございましたらお受けいたします。 木田委員。

木田委員 一般質問の中でもあったと思うんですけども、来年度の予算において光熱水費というんですか、燃料費とかいろんなものが上がってきて、来年1,600万位の何が上がんの違うかというような答弁しておられたと思いますねけど。今年度既に上がってますわね。だからこれから来年の3月いっぱいまでにですね、どれくらい予算、

委員長 すいません、今の報告に対して。 伴委員。

伴委員 今回の報告を聞きまして、ということはこれは被害者のプライバシーではなく、保険会社さんのご都合という考え方でいいわけですね。

住民生活 部長 そういう事になります。そのようにご理解賜りますようお願いを申し上げます。

委員長 嶋田委員。

嶋田委員 理解しました。それとですね、前回委員会で芳村副町長より運転される方の定期的な講習を行うと言っていたいただきましたんで、そのようにやっていただいて、なるべく事故のないように指導していただけたらと思います。以上です。

委員長 前回の委員長報告の時に少しその部分抜けておりましたので、今回の報告の中で補てんさせていただきます。

そしたら、公用車の事故にかかる件につきまして、よろしいでしょうか。

(な し)

委員長 そうしましたら、それ以外のその他についてお受けしたいと思います。 木田委員。

木田委員 先ほどの続きやねけども。やっぱり材料費というんですか、食費なんかでもいろんな面において高騰してきておるという事で、やっぱり給食費とかにも影響してきてるのではないかなと、そしてまた来年度からは電気、ガス、こういう公共料金的な面においても、公共料金とは違うけども公共料金に類似した面においても、やっぱり値上げというような何が打ち出されておりますのでね。これから先どんだけあがるかという予測はなかなかつきにくいと思いますねけど、一応来年の3月までに、今年度と比較してどれくらい予算的に上がんのかなと。来年度についてはある程度1,600万円とか言うてはった位やから今年度についてもある程度分かんのではないかと思いますねけど、おおよそで結構ですので、それがどの位という風に思っておられるのか。

町 長 この関係等については、政府が緊急な原油高の関係等についてこれから政府がどういう対策をするか、緊急対策をされておると思います。私の方の関係の方も北海道かどっかでやられていたり、冷暖房の関係ですか、そういう事もやっぱり節約する事も大事であろうと。やはりガソリンにしても出来るだけ車はやっぱり控えて、この町内であれば自転車で行くとかそういう事も考えていかなきゃいけないし、私は職員にも申し上げてますようにやっぱり自らがそういう気持ちにならな

かったら、ガソリンが上がったから公用車やったら使う、という気持ちだったらこれはあれですから、出来るだけ節減をしながら、そしてまた国の対応を見ていって当然値上げされる所は必ず値上げ、関わってくると思います。そういう事を踏まえますと来年度等については、この間池田部長から1,600万円という事でおっしゃってますけども、その状態が国がどれだけの、あるいは県がどれだけの対応を出来るのか、そういう流れを十分、動向を見ながら、やはり進めていきたいと思います。やっぱり我々として儉約できる範囲は儉約をしていくということが一番大事だと思います。必ずガソリンも今1バレル94ドル台、恐らく100ドルは越えると思っておりますし。今だいたい店頭表示はレギュラーで156円、ハイオクが170円近くなっていますから、これもまだ年末から来月あたり値上げという事もございますけども。そういう事から考えますとこの庁舎でも重油を使ってる関係からやっぱりいろんな関係、来年度の関係等については、今年度の12月から3月までの間もかなり要るんじゃないかなと。あるいはまた来年の関係等についても政府の動向を見ながら我々としても対応していきたいと考えております。

木田委員 誰とはちょっと忘れてしもてんけど、経済エコノミストいうんですか、その中の人ではですね、年末から来年度にかけては、やはりガソリンでもレギュラーで200円くらいまでいくのと違うかと、そういう予想もしておられる方がおるいう事はですよ、これからまだそういう風な面においてですね、狂っていくんではないかなと。だけど安定するのはやっぱり来年度であってもだいたい153円くらいと違うんかなというようなことをおっしゃってますねけど。なかなか経済的な何は予想がし難いという事ではですね。それは予算を組む場合においても一年間通じて1,600万位の差やったらたいした事ないわと思わはるか知らんけど、やっぱりそれらもみんなやっぱり町民が負担する中で、ある程度近い数字を掴んで、それで出していきたいなという風に思いますねけど。とにかく節約、節約に努力してもらおうよう

にお願いしときます。それで結構です。

委員長 他にございませんか。 宮崎委員。

宮崎委員 ちょっとお聞きしたいんですけどる先ほど三代川の堤防の防護柵なんですけど、堤防という事で県の行政じゃないかなと僕は感じたんですけど、その辺をちょっとお願いしたい。

建設課長 もちろん県の河川管理の下で河川占用の許可を得まして、実施する事になります。

宮崎委員 もう一つ、別の話なんですけど、明日公用車の入札がございますけど、入札者は何人くらいか、人数だけでも結構ですので教えていただけますか。

企画財政課長 明日予定しております公用車の公売につきましては、現在2名の方がお申込みいただいているところでございます。

宮崎委員 2台で2名ですか。

企画財政課長 それぞれ2名の方、1台につき2名の方です。

委員長 今回の件に関連しまして、今回、町長車と議長車を廃止をされるという事はお聞きをしていましたけれども、新たに公用車を購入されたという風に少しお聞きしたんですけれども、経費の関係で言うて新たに購入して余計経費がかかっているのではないかと、という疑問もちょっとあるんです。その点について、町の考え方、今後の経費のかかる具合ですね、計算しておられると思いますのでお聞きをしておきたいと思えます。

町 長

いずれにいたしましても町長あるいは議長車を廃止していくという方向の中で、議長車、町長車というのはご存知のようにガソリンが仮にハイオクでリッター6キロくらいという事ですけども。今仮にこれを廃止しますと、やはり今現在の状況で見ますと公用車が足りない。そういう事で各担当の者も使う中で考えますと1台くらいは必要ではないかと。緊急用に必要ではないかという事で経費のかからない、リッター10キロ、12キロ位ですか、走れるそういう事も考える中で、出来るだけ経費の節減を図っていくという事で、私は普通の乗用車という事で、現在廃止しておりますけれども。近い将来これは町長の関係あるいは議長の関係、公用車を廃止することについては、我々が自分の私用の車で行くのか、という事についてもこれから議論になってこようと思います。いずれにいたしましても、こういう事を踏まえる中で当面はやっぱり簡単な軽、乗用車程度1台、各課あるいは副町長あるいはまた教育長の関係等も考えますと1台は必要ではないかなと。いずれこれから公用車を買うにいたしましても、出来るだけワゴン車的な、やっぱり出来るだけ人数が確保できる、だいたい8人乗り、9人乗りのワゴン車を購入していく事によって、それだけの輸送が出来るという事も考えながら効率のいいように進めてまいりたいと考えております。

委員長

今、町長、町長車等リッター6キロですか、1リッターで。それを使ってる分よりは経費が安なるという風に考えておられるんですね。

町 長

考えているというよりも、儉約をするためにはこの議長車、町長車を売却して、そして職員の中でも我々副町長も教育長も車がないわけですから、そういう事も踏まえる中で1台くらいは普通の乗用車を買ってですね、出来るだけリッターの伸びるような車を、出来るだけ中古車で買えという事で、現在そういう事で購入させていただいたという事でございます。

委員長 新たに購入された公用車ですね、費用はいくらかかっているんですか。

総務課参事 カローラ、本体価格で115万5千円でございます。申し訳ございません、消費税込みで112万2,500円が本体価格でございます。経費といたしましては、法定検査とか法定費用も含めまして手数料が5万3,630円、自賠責保険料が3万1,880円、自動車重量税が3万7,800円、計124万5,810円でございます。

委員長 今言わはった公用車、買うのにはどういう方法で購入されたんですか。

総務課参事 町の自動車協会の代表の方にご相談申し上げております。そこから購入しております。

委員長 代表はどなたになるんですか。

総務課参事 上田モータース、代表、上田和之氏でございます。

委員長 町長車と議長車と廃止をしていくという方向は、それはええとは思っています。ただ、その報告はいただきましたけれども、その際に公用車足らんようになるかと違いますか、という心配もあった中で今後の対応については、その時購入して対応していくという報告はいただいてませんでしたのでね。今後また町長言うてはったみたいに、町長と副町長、教育長等の車どうしていくんかという事の問題もあるようですから、今後の方向性まとまりましたら議会の方にも報告をいただきたいという風に思います。

町長 委員長、間違っていたらあかんのは、今の車で副町長も教育長も、またあるいは職員も使うという事でございますから、全て使うという事の中で、公用車というのは全て公用車ですから、担当のワゴ

ン車買ってる教育委員会所属してるけども、結局それは町の公用車で
すから、出来るだけ経費を安くしていくためにできるだけ公用車も少
なくしていくという事も考えなかったら、結果的にはやっぱり色んな
経費を入れますとこれだけの経費がかかりますからね。そういう事も
踏まえてそういう関係についてはこれから節約していく事が大事であ
ろうと思います。

委員長 木田委員。

木田委員 公用車の廃止というんですか、それについて、今総務委員会でやら
れておるマイクロバスの廃止について、あれ3ヶ月位前から申し込み
というのか、受けておられると思いますねけども。それはそしたら、
もしか廃止という事になれば、今年度いっぱいまで廃止にされるのか、
この議会とおって廃止という事になったら、それを廃止の方に持って
いかはんのか、それについてどういう風に考えておられるのか。

町長 出来る限り、車検が来年の7月ですから、出来るだけやっぱり車検
のある間に競売していきたいという気持ちでございます。この町のマ
イクロバスというのは、申し込みありますけれども団体とかいろんな
関係で難しい問題ありますし、現時点でその関係等については車の整
備が、今職員がもう辞めましたから、それを整備するというのか管理
するというのか、なかなか走らない時でもエンジンをやっぱり慣らし
的にかけんといけませんし、バッテリーも上がりますから、そういう
事も踏まえる中で非常に合理的にマイクロバスの関係等については、
もしそういう事があれば、レンタカー借りるとかあるいはそういう、
予算的には来年度はそういう事で努力をせいと申し上げてますように、
今現時点でも、難しさは最終的には必ず町長の判断やと、町長がそれ
言うてるんだという事になって、必ず皆さん方から苦情くる事は確か
やと私は思いますから、現時点で考えますと今の公用車等は、上牧町
でも公用車を公売されましたら、多額で売れたという事でございます。

というのは、マイクロはこういうサービス業については飲酒運転とかいう関係で送迎をしたいという事で非常に買い手があるようでございますので、そこらを考えますと車検の関係から考えたらだいたい7月という事だけ、早くに競売にかけたほうがいいかなと。今回は議長車、町長車については郵便の受付でしたけども、私はヤフーあるいは楽天がそういうところで、ヤフーの関係でインターネットにかけた方がいいんじゃないか、という事で今現在、その作業を進めさせております。

木田委員　そしたら検査のある7月までということなんですけど。そしたらそこまでは、やっぱり町民からのそういう受付っていうんですか、使用許可っていうものはいただけるんですかな。

町長　今申し上げておりますのは、結局7月まで車検がありますから、早く売ってしまえば7月までありますから。だから木田委員おっしゃってるように7月までという事でなしに、今でも皆さん方がご了解いただければ早く処分をした方が高く売れるんじゃないかなという事を申し上げます。

木田委員　そしたら、12月の議会でおれば来年早々にでも売りに出そうという考えでよろしいんですかな。

委員長　すいません、先ほどの事で少し気になったんですけど。公用車の購入先ですね、これまでの購入してきた公用車っていうのも同じような形で購入をされてきてるんですか。

総務部長　新車を買う場合は指名競争入札でやっておりました、町の方に使命願いが上がってくる場合。中古車の場合につきましては仕様書自体を決める事はできませんので、仕様自体、例えばマークⅡの中古、〇年式と言ってもいろんなパターンがございますので、非常に決めにくいという事で、今までも中古車とか新古車につきましては、あれば買

うという事で、こちらの希望価格にあう値段で同程度のものがあれば買う、どの業者で買っていいと。今回の場合は斑鳩町内の自動車組合の代表の方にお話をさせていただきました、という事でございます。

委員長 そしたらずっとそこで買うてるわけじゃないという事ですね。
他にございませんでしょうか。

(な し)

委員長 ないようでしたら、その他についてもこれをもって終了いたします。
なお、お手元に配布しております閉会中の継続審査申出書のとおり、当委員会として、引き続き調査を要するものとして、このように決定することにご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長 異議なしと認めます。議長におかれましては、継続審査の手続きをとっていただきますようお願いいたします。

それでは、これをもって、本日の案件についてはすべて終了いたしました。

なお、本日の委員会報告のまとめについては、正副委員長にご一任いただきたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長 異議なしと認めます。
それでは、閉会にあたり町長の挨拶をお受けします。

(町長挨拶)

委員長

それでは、これをもって予算常任委員会を閉会いたします。
どうもお疲れ様でした。

(午前10時30分 閉会)